

- 青島委員長 ただいまより市民厚生常任委員会を開会する。
健康福祉部所管の議案の審査に入る。
認第19号「平成28年度焼津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定」中、健康福祉部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。
(当局説明)
- 青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 秋山委員 じゃ、333ページの訪問指導費で、これが臨時のお願いしている方たちの賃金ということだったんですが、それぞれの人数と、どの事業に携わっているのかということをもう少し詳しく教えていただいていいでしょうか。それから、それぞれの体制で十分かどうかという評価もいただけたらと思います。
- 鈴木健康政策課長 人数のほうですけれども、臨時さんにつきましては保健師が1名、管理栄養士さんが2名になります。事業の実施内容につきましては、主要施策概要報告書の106ページの上の表のところにございますけれども、対象者については818名に対し279件ということで実施をしております。
以上でございます。
- 杉田委員 今の106ページのところの特定健診の対象者、それから実施件数、実施率なんですけれども、これは、36.4%というのは県内では高いほうなのか低いほうなのか、そして、もう一つは、この対象者についてなんですけれども、特定健診って国保の病院に行ってもやる場合と集団検診でやる場合とあると思うんですけれども、旧大井川のほうは集団でもやっていると思うんですけども、焼津のほうは何かやっていないと聞いたんですけども、それによってこの対象者が、旧大井川地区と旧焼津地区でどのくらいの差があるかというのはわかりますか。
- 青島委員長 対象者というのは率のこと。
- 杉田委員 人数でも同じだけど。
- 青島委員長 では、今の件については後ほど知らせてください。
ほかにございますか。
- 秋山委員 関連しての質問ですけれども、今、この106ページのところで対象者とか実施件数、実施率とあったんですが、これは、理想としてはこの実施率をもっと上げていきたいところが、こういう状況ですという表と読めばいいんでしょうか。
- 村松主幹事業推進担当 国の目標値がございまして、国の目標値を理想値とするのであれば、特定健診実施率は60%、特定保健指導率も60%であります。
- 秋山委員 そうしますと、受診を呼びかけるということはもちろんなんですけれども、実際に特定保健指導としてこの実施率を上げるためには、どういうことが足りなかったのかなという評価でしょうか。
- 村松主幹事業推進担当 これは平成29年9月末の状況でございますので、国の法定報告が10月末に出ます。それで、特定保健指導率は6割を超えております。

- 杉田委員 先ほどの続きなんですけれども、今言ったように実施率が、今国の目標値が60%ということなもので、それに対して半分ちょっと行っているくらいということなんですけれども、これは市政座談会なんかでもちょっと意見が出たんですけれども、大井川のほうでは医師会との関係なのかなというふうに市長は答弁していたんですけど、特定健診のときに集団健診をやると、多分大井川のほうが多いんじゃないかなというふうに私は感覚的にちょっと思っているんですけれども。実施率を上げていくことによってやっぱり健康をちゃんと維持していくという、ちょっと自分もひっかかっているところがあるんですけれども、やらなきゃいけないんですけれども。ちょっと心配しているのは、今度県で窓口になっていくといったときに、この実施率そのものがインセンティブを与えてどうのこうのというのは非常にひっかかっているんですよ。やっぱりそういうところで受診率を上げていくというところについての、そここのところの施策を、この年度、平成28年度の結果を受けて、じゃ、どうするんだという、そういう方向について何か出ていたらお願いをしたいなと思います。
- 村松主幹事業推進担当 杉田委員のおっしゃるとおり、特定健診の受診率は国の評価指標の項目になっていて、この数値が上がることでかなりのインセンティブがもらえる制度が平成30年度から始まります。ここは焼津市としては大変課題の多いところでありまして。特定保健指導率が60%を超えているというのは、受けた方への保健指導を徹底して家庭訪問などを中心に行った結果でありますので、こちらはインセンティブとしては満点を今とっているところですが、やはり特定健診受診率が一番大きなまちの課題であり、健診体制も含めて、これからやっぱりまちとしてどうするのかということで、考えていかなければならない大変大きな課題だという認識をしております。
- 杉田委員 簡単に解決できる問題じゃないというふうには、市長の市政座談会での答弁の中ですごく難しいことだなと思ったのが、医師会との関係、志太医師会と焼津市医師会との関係で、何があるんだかちょっと私はわからないんですけれども、そっちのほうで市としての働きかけがどのくらいになっているのかというのは、今まででもやってこなかったわけじゃないとは思いますが、その経過なんかについて、もし答えられるんだしたらお願いいたします。
- 鈴木健康政策課長 答えられる部分で言いますと、合併当時、旧大井川町は志太医師会のほうに医師会のほうを所属しまして、志太医師会の集団健診方式ということでやっておりました。それで、旧焼津市のほうは焼津市医師会の所属で、個別方式ということでやっておまして、そのときの合併協議の時点で1つの制度にしましようということは当然話が出たんですけれども、相手があることですので、相手のほうとの協議の中で、2つの健診方法をしばらくは行っていきましようという経過の中で今まで来ております。それ以降について、市のほうから一応お話は差し上げるんですけれども、それに対してのお返事というのはなかなかいただけないというのが現状です。
- 青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、認第19号「平成28年度焼津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定」中、健康福祉部所管部分については全会一致、認定すべきものと決定

○青島委員長 認第23号「平成28年度焼津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定」についてを議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉田委員 済みません。仕様のほうの92ページなんですけど、介護認定のことについてちょっとお伺いします。

介護認定が、申請件数で6,352件で195回やっていて、そうすると、1日で1回当たり大体30人ぐらい認定手続をしなければならぬ。それが月どのぐらいやったのかというと195回、12で割ると1カ月15回以上やらなければならぬという、15回近くやらなければならぬということになるんじゃないかなと思うんですけど、こういう状態、認定者がどんどんどんどんふえているということなものでしょうがないかなと思うんですけど。

実は、ちょっと自分の親戚関係も含めて、あと、ちょっと相談を受けているのが、実際に介護度2だったんですけど、今度申請を受けたら、家族としてはさらに進んでいるんじゃないかなと思うんですけど認定が下がっちゃったという、こういうことがあるんですけど、認定者が市の認定調査員が5,022件やっていると、委託のほうの関係が917件やっていると。これは、認定件数であって、人数的にどのぐらいの人がやっているのかわからないけど、かなりの数をこなさなければならぬという、そういう中で、この認定員の数と回数と、そういう問題もちょっと問題があるんじゃないかなと思うんですけど、その辺について、どうですか。

○山本介護保険課長 まず、審査会委員につきましてですが、今、介護認定審査会につきましては審査会委員が68名ございます。68名おりまして、1合議体4名で17合議体をつくっております、その合議体は1カ月に1回をめぐりに審査のほうを行っております。ですので、年間で12を掛けますと204回ほど行うことができますので、その合議体ごとに30人から35人ほどの認定審査の件数をこなしていただいている状態でございます。そして、訪問調査に出かけます調査員ですけれども、平成28年度末は11名、今年度におきましては増員をしております。基本的に訪問調査に関しましては、どの調査員が行っても同じような調査ができるように、月に1度、連絡会等を開きましていろいろ研さんをしているところでございます。

○杉田委員 今は何人ですか。

○山本介護保険課長 今現在は12名になっております。

○杉田委員 それは市だよ。

○山本介護保険課長 はい、市で。

○杉田委員 委託はわからないよね。

○山本介護保険課長 こちらの12名につきましては、嘱託職員として市のほうで雇用をしております。そして、外部委託のほうも事業所に委託をしております、事業所の数は、失礼しました、事業所の外部委託の事業所ですけれども、32事業所。それから、あと、個人的に5名ほど認定調査員のほうを外部委託しております。市の嘱託で雇用している調査員につきましては、大体月に40件から50件ほど調査を実施していただいております。

○杉田委員 12名で40件を受けているの。

○山本介護保険課長 いえ、お一人です。

○杉田委員 4名で組みをつくってやっているもので、負担としてはそんなに多く、大変かなと思ったけど、そうでもないということでもいいのかな。先ほど言ったように、人によって差がないようにしているということだったんだけど、自分も、自分の母親と、あと、おばを何人か抱えていて、そこに立ち会いをさせてもらったんだけど、今自分の母親は2年に1回になっているんだけど、毎年やっているお婆のほうもいるんだけど、やっぱり人によって若干差はあるんじゃないかなというような感じが、これは個人的な感じなものでわからないですけども、先ほども言ったように、程度は進んでいるのに、進んでいると家族は感じているのに介護度が下げられてしまったというようなことがあって、その相談を受けたんですけど、やっぱりそういう、改善しているなと思われればそれはしょうがない、以前もあったんですよ。自民党から民主党に政権がかわったときの、あのときも一時、みんなほとんど下がったみたいな、介護度が下げられたというようなことがあったんだけど、調査の内容というのは本当に、ずっと自分も一点一点追いながらその調査を見せてもらったんだけど、これで一人一人本当にわかるかなと。1年に一遍、あるいは2年に一遍見て、それが、その変化とかそういうのがその人がわかり切るかといったら、やっぱりわからないと思うんですよ。でも、決められた項目によってそれが審査されるというんだから、しょうがないといえばしょうがないのかもしれないけれども、今までこれで受けられたのに、なかなかそれを受けられなくなっていくという状態もまだあるよということだけは、また覚えておいてもらいたいと思います。

別な質問でいい。

○青島委員長 どうぞ。

○杉田委員 介護保険料の問題なんですけれども、平成27年度で平均で4,900円ばかり上がったと思うんですけども、今年度、平成28年度の介護保険料というのはどのくらい平均で値上げがされているのかどうか。そして、先ほど7億3,874万円という歳入歳出の差額が出ているわけなんですけれども、この金額というのは非常にやっぱり大きく感じます。これがどうしてこんなふうに出ちゃったのかというのが、説明をお願いします。

それから、保険給付費というのは今全体で何%になっているのか、平成28年度決算で。その中で、またいろんなサービスを受ける方がいると思うんですけど、自分が今までいろいろ相談を受けながらやった中で、訪問入浴だとか訪問リハビリだとか、あるいは定期的巡回で随時対応してもらえるサービスがありますよね。それとか、認知症の通所介護、そういうものの利用率、それが平成27年度と比べて平成28年度はふえたのか減ったのか、そこについてお願いいたします。

○山本介護保険課長 介護保険料につきましては平成27年、平成28年、平成29年と、介護保険の第6期で保険料については変わりません。事業計画がございまして、3カ年は保険料は変わりませんで、来年度から、今、次期の計画を見直しておりますので、まだ変更になる可能性はございます。

それから、繰越金のことにつきましてですが、こちらに関しましては、今後、国や県、社会保険診療報酬支払基金や一般会計繰入金精算等がございまして、そういったものを含めまして、また返還金とかございまして、あとはこちらのものを介護保険の基

金残高に積む等を考えておりますので、7億円全てが残金ということではなく、これから精算がありますので、そちらのほうを含めていただけるかと思えます。

以上です。

○河野健康福祉部長 今回の繰越金の関係で、今山本課長のほうから御説明があったとおり、これ、今回の一般質問、深田議員のほうからもございまして答弁をさせていただいたわけですが、今言ったように国・県とか社会保険診療報酬の関係の返還金、そして、一般財源の繰入金ということでありまして、今の基金残高がおおむね5億8,000万円、平成28年度末でございまして、おおむね今言った返還金等を全部返してしまいますと、結局は平成29年度末、ほぼこの積立金が、繰越金がなくなるというような形で、5億9,000万円ということで御答弁を申し上げているところでございます。一応、追加ということ。

○山本介護保険課長 保険給付費が歳出決算に占める割合ですけれども、大体93.5%となります。

以上です。

○杉田委員 ほかのサービスについての経過が、平成27年度に比べて平成28年度は、訪問入浴だとか、リハビリだとか、定期巡回随時対応だとか、認知症の通所、そういうものが平成27年は物すごく減ったんですけども、平成28年度はどうだったのかという。

○山本介護保険課長 まず、訪問入浴介護につきましてですが、平成27年実績と平成28年、給付費の実績で比べるしかないんですけども、こちらのほうは前年比92.7%となっております。訪問リハビリテーションにつきましては、平成27年度、平成28年度実績にしますと、やはり94.3%と前年比としましては減少しております。訪問看護につきましては、平成27年実績と平成28年実績から言いますと102.4%ということで増加をしております。訪問介護につきましては前年比101.8%ということで、給付のほうは伸びております。認知症対応の通所介護ですけれども、こちらのほうは前年比90.7%ということで、給付費に関しましては減少をしております。

以上となります。

○杉田委員 第6期介護保険事業計画だっけか、それが2年目だということで、介護保険法の大きな改定がすごく影響しているというふうに思っているんですけども、先ほどの質問、確認をさせていただきたいんですけども、7億3,874万円の歳入歳出の差額があって、それで、基金が決算年度末の現在高として5億8,400万円ぐらいあるということなんですけれども、これがなくなっちゃう、またどこかに出ていっちゃうというような答えだったと思うんですけども、それはどこに出ていっちゃうのかなというのと、あと、最終的にこの基金があって、合計では幾らになるんですかね。あと給付率が、平成27年度で97%から今度は93.5%にまた下がっちゃったんですよ。これ、下がっちゃったという中で、また訪問入浴92.7%に、これも下がっちゃった。それで、リハビリとか巡回、あるいは認知症の通所、これは平成27年度に半分から7割ぐらい下がっちゃっているんですよ。それが平成28年度についてはほぼ横ばい、あるいはちょっと下がりぎみということがあるもので、これは焼津市の責任ということじゃないんですけども、法の改正の中でどんどん介護が受けにくくなっているという、そういう実態があると思えます。だから、こういう実態の中で、平成28年度の中でどういうところに、こ

これは平成27年度と比べてこうだよということを今もらったんだけど、どんなふうにこの予算の中で改善をしようとしたのか、ちょっとお伺いします。

- 河野健康福祉部長 繰越金の関係でございますけれども、先ほど申しましたように、平成28年度末が5億8,000万円ほどありまして、今回の繰り越しが7億3,000万円ほどありますので、13億円ぐらい通常は残るというふうに思われますが、今回、11月補正の中で、さっき言った国とか県、社会保障のほうに返還金、そして繰入金ということで、補正で減額のほうを今予定しておりまして、結局は平成28年度末の5億8,000万円に数百万円上乗せした形が、最終的に平成29年度末に残るといようなことになるということでございます。国・県のほうでおおむね5億円、一般会計に2億円、おおむね7億円がそういう形で、国・県で5億円、それで、一般会計のほうに2億円という形に、11月補正のほうで予定をさせていただく予定でございます。
- 山本介護保険課長 先ほど、少しサービスの件で1つ言い漏らしたんですけれども、地域密着型通所介護というものが平成27年度にはなかったんですけれども、平成28年度から新しくそういったサービス費目ができまして、そちらのほうに訪問介護のほうとか通所が移ったということがありますので、ただ、こちらのほうは、増加率とかは前年にないものですからできないんですけれども、そちらのほうの影響がありまして、通所のほうにつきましては、一緒にすれば減ってはいないかと思えます。
- 杉田委員 地域密着何とかというのは、それは具体的にどういう。
- 山本介護保険課長 地域密着型は小規模で、市の同じようなものなんですけれども、地域密着型通所介護というものが新しくサービスがふえたものですから、そちらのほうへ流れていった方がいらっしゃいますので、そうしますとほぼ減ってはいないという状況になります。
以上です。
- 杉田委員 地域密着というのは、普通の通所の介護施設と同じような意味合いで、新たに立ち上げたということなのか。認知症の通所介護所というのが、やめているところもありますよね。これ、焼津市ではないんですけど、ほかのところで、閉めちゃった、あるいは休止しているところを聞いたんですけど、焼津市の中で、今認知症の通所介護施設というのが減っているのかふえているのか。それで、今までの通所の介護施設というのと、今言った地域密着何とかというのの差というのはどこにあるんですか。その地域密着というのは去年なかったもので、平成27年度のときはなかったんですけども、平成28年度に新たにできたよと。そこが追加されたことによって、平成27年度と比べてそんなに悪くはないよと、そういうことを言いたいんですよね。平成27年度に平成26年度に比べて7割近くになっちゃっているという、そういう実態からしたときに、まだ改善はされていないというふうに私は思っているんですけども、今、通所介護施設が市内でどういう状態になっているのか、それも含めてちょっと教えてもらえますか。
- 小泉地域包括ケア推進課長 まず、地域密着型の通所介護というものなんですけど、平成27年度までは県が指定する通所介護の事業所に全て入っていました。それで、平成28年度から、小規模デイと言っているんですけど、19人未満のデイについては各市町で対応しなさいということで、平成28年度からは市のほうに来ました。それが地域密着型と言います。そこのところが、もし実績をお持ちで見ているのだったらわかるとおり、8

億円ぐらいの実績がありますので、だから別に通所介護は減ったわけではないんですけど、ただ、管理する場所が変わっちゃったもので、そこの表だとすごく減ったふうに見える、ということなんです。

- 松本委員 歳出のほうで、高額介護という、ある一定の基準があつて、その高額介護になるにはどの辺のところをいうのか。それともう一つは、一般の高齢者というのは、普通60歳、60歳なら一般の高齢者ということか。

それともう一つ、歳入で、雑入で収入未済額が、3款3項、返納金のところで975万810円が収入未済額になっている。全体に1,400万円で金額がすごく多いんだけど、これは収納は、決算が終わっているから済んでいるんですか。そこだけ教えてください。

- 山本介護保険課長 高額の関係の自己負担の関係なんですけれども、限度額というものがいろいろありまして、現役並み所得相当の方とか住民税課税世帯の方、あとは世帯全員が住民税非課税の方というものがありまして、限度額があるんですけれども、例で言いますと、住民税非課税世帯の方は平成29年8月からの限度額が4万4,400円ということになっておりまして、それ以上の負担がありますと戻しというか、給付費が払われるという形になります。一応現役並み所得相当の方も4万4,400円、世帯全員住民税非課税ですと2万4,600円というふうになっております。

それから、もう一つ御質問の雑入の収入未済の関係ですけれども、こちらは介護給付費の事業所による給付費の返還金になりまして、2事業者分の給付費の返還分がまだ全て返還されていないという分になります。一部納付予定という計画は立てていただいております。徐々に入ってくると思います。

- 松本委員 全部終わっているから少しずつ入ってきているんだね。
- 山本介護保険課長 一遍に返せないということもございまして。給付費の返還金となります。以上です。
- 松本委員 一般の高齢者は60歳か。
- 山本介護保険課長 一般の高齢者は一応65歳以上ということで。WHOか何かの基準で65歳というふうになっております。
- 松本委員 ありがとう。いいですよ。

- 秋山委員 お考えとして伺っておきたいんですけれども、介護予防とかでリハビリのそういう理学療法の方とかにお任せしていると思うんですけど、報酬として、介護度が4から3になったとか、そういうことになれば、またそれに関して報酬というようなことも議論されていると思うんですけれども、何かそういう動きは、またはそれに対する考え方とかあれば。

- 小泉地域包括ケア推進課長 国のほうで、事業者のほうのインセンティブをとるために、そういうような議論がされているというのは承知しています。これはまだ具体的にその話が市におりてきていないので、もしかすると今度の介護報酬の改定の中にそういうのが含まれる可能性はありますけど、今そこまでしか理解できないので申しわけないんですけど、そういうのがあるというのは承知しています。

- 青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、認第23号「平成28年度焼津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて」は賛成多数、認定すべきものと決定

- 青島委員長 以上で健康福祉部所管の議案の審査は終了した。
以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。
これで市民厚生常任委員会を閉会とする。

閉会（12：11）